

令和 2 年

第 3 回市議会定例会 議案第 8 号

函館市建築基準条例の一部改正について

函館市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 1 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市建築基準条例の一部を改正する条例

函館市建築基準条例（昭和 3 5 年函館市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 1 条の 5 を第 6 1 条の 6 とする。

第 6 1 条の 4 中「（令第 1 2 8 条の 4 第 4 項に規定する内装の制限を受ける調理室等を除く。次条において同じ。）」を削り，同条を第 6 1 条の 5 とする。

第 6 1 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（避難上の安全の検証を行う区画部分に対する制限の特例）

第 61 条の 4 令第 1 2 8 条の 6 第 1 項に該当する区画部分（同項に規定する区画部分をいう。）については，第 2 2 条第 1 項および第 2 項（これらの規定中令第 1 2 8 条の 4 第 4 項に規定する内装の制限を受ける調理室等に係る部分を除く。次条および第 6 1 条の 6 において同じ。）の規定は，適用しない。

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

(提案理由)

避難上の安全の検証が行われた建築物の区画部分について、内装の制限の特例を定めることとするため